

第二十号

徳島県学校職員給与条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十五条の二の三第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 小学校中学校教育職給料表（第四関係）

学校職員 の区分	職務の 等級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	号俸	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900						
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400						
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900						
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400						
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800						
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200						
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700						
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300						
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700						
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100						
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500						
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800						
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100						
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500						
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900						
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300						
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500						
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800						
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000						
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300						
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400						
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600						
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900						
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200						
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500						
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700						
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700						
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800						
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000						
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800						
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600						
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500						
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400						
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900						
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400						
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900						
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400						
	38	223,700	252,300	344,200	368,800							
	39	225,400	254,800	346,200	370,300							
	40	227,100	257,100	348,100	371,900							
	41	228,700	259,800	349,900	373,100							
	42	230,400	262,200	351,700	374,500							
	43	232,000	264,400	353,500	375,900							

44	233, 600	266, 600	355, 200	377, 400
45	235, 300	268, 800	357, 000	378, 900
46	236, 800	271, 000	358, 700	380, 500
47	238, 200	273, 200	360, 200	382, 100
48	239, 600	275, 200	361, 800	383, 600
49	241, 000	277, 500	363, 100	385, 000
50	242, 400	279, 500	364, 600	386, 500
51	243, 900	281, 400	366, 200	388, 000
52	245, 100	283, 400	367, 800	389, 400
53	246, 200	285, 200	369, 300	390, 600
54	247, 600	287, 600	370, 800	391, 900
55	248, 800	289, 900	372, 300	393, 000
56	250, 000	292, 400	373, 800	394, 100
57	251, 200	294, 500	375, 300	395, 500
58	252, 400	297, 000	376, 700	396, 700
59	253, 500	299, 300	378, 100	397, 900
60	254, 700	302, 000	379, 400	399, 200
61	256, 100	304, 400	380, 300	400, 400
62	257, 300	306, 800	381, 500	401, 400
63	258, 500	309, 300	382, 700	402, 800
64	259, 400	311, 600	383, 800	404, 100
65	260, 400	313, 900	384, 700	405, 300
66	261, 800	316, 100	385, 900	406, 400
67	263, 200	318, 200	386, 900	407, 600
68	264, 700	320, 400	388, 000	408, 700
69	266, 300	322, 600	389, 200	409, 700
70	267, 800	324, 700	390, 200	410, 900
71	269, 300	326, 900	391, 300	412, 100
72	270, 700	328, 900	392, 500	413, 300
73	271, 800	331, 000	393, 500	413, 900
74	273, 000	333, 100	394, 600	414, 700
75	274, 300	335, 300	395, 700	415, 400
76	275, 500	337, 500	396, 800	415, 900
77	276, 900	339, 300	397, 700	416, 200
78	278, 000	341, 200	398, 600	416, 600
79	279, 200	343, 100	399, 600	417, 000
80	280, 400	344, 900	400, 600	417, 400
81	281, 600	346, 700	401, 400	417, 700
82	282, 500	348, 500	402, 200	418, 100
83	283, 700	350, 100	402, 900	418, 500
84	284, 900	351, 900	403, 700	418, 800
85	285, 900	353, 200	404, 400	419, 100
86	286, 800	354, 800	405, 200	419, 500
87	287, 700	356, 300	405, 900	419, 900
88	288, 700	357, 800	406, 600	420, 200
89	289, 800	359, 200	407, 200	420, 500
90	290, 700	360, 500	407, 900	420, 800
91	291, 600	361, 900	408, 400	421, 100

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		

140	400, 200				
141	400, 500				
142	400, 800				
143	401, 100				
144	401, 400				
145	401, 600				
146	401, 900				
147	402, 200				
148	402, 400				
149	402, 600				
150	402, 900				
151	403, 200				
152	403, 400				
153	403, 600				
154	403, 900				
155	404, 200				
156	404, 400				
157	404, 600				
再任用学 校職員		224, 400	270, 300	297, 300	323, 600
					404, 400

備考

1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規
 則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 高等学校等教育職給料表（第四系関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	

44	234,600	292,400	357,300	408,200
45	236,200	294,500	359,200	409,800
46	237,600	297,000	361,200	411,100
47	238,900	299,300	363,200	412,600
48	240,100	302,000	365,200	414,200
49	241,600	304,400	366,900	415,900
50	243,100	306,800	368,700	417,300
51	244,300	309,300	370,600	418,900
52	245,800	311,600	372,600	420,400
53	247,000	313,900	374,500	422,100
54	248,200	316,100	376,300	423,600
55	249,600	318,200	378,100	425,200
56	250,700	320,400	379,800	426,800
57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	

140	324,500	414,200		
141	324,700	414,400		
142	324,900	414,700		
143	325,200	415,000		
144	325,400	415,200		
145	325,700	415,400		
146	325,900			
147	326,200			
148	326,500			
149	326,700			
150	326,900			
151	327,200			
152	327,500			
153	327,700			
再任用学 校職員	233,200	273,500	302,200	330,300
				414,400

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規
則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 行政職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			
再任用学 校職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900
					314,300

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する普通職員に適用する。

別表第四 医療職給料表（第四系関係）

学校職員 の区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	

44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	290,100	326,800	347,500
93	290,500	327,100	347,900
94	290,700	327,300	348,200
95	290,900	327,700	348,500
96	291,200	328,000	348,800
97	291,600	328,200	349,100
98	291,900	328,500	349,500
99	292,100	328,800	349,900
100	292,400	329,100	350,300
101	292,700	329,300	350,800
102	292,900	329,600	351,200
103	293,100	330,000	351,600
104	293,400	330,200	352,000
105	293,700	330,300	352,500
106		330,600	
107		331,000	
108		331,200	
109		331,400	
110		331,800	
111		332,200	
112		332,600	
113		332,800	
再任用学 校職員	187,900	242,700	256,100
	214,500		281,300

備考 この表は、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学校及び中学部並びに中学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

第二条 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の九級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行九級相当学校職員」という。）に対しては、支給しない。

第九条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「主としてその職員」を「主としてその学校職員」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十条第一項中「がある場合又は学校職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「職員は」を「学校職員は、」に改め、「（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、「届出でなければ」を「届け出なければ」に改め、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日、学校職員に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合

においては「を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は学校職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級相当学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行九級相当学校職員以外のものが行九級相当学校職員となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外のものが行八級相当学校職員となつた場合
- 七 学校職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十一条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十五条の二の三第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県学校職員給与条例（以下「給与条例」という。）第十五条の二の三第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十三号）附則第六項から第九項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第六項から第九項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。）第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（学校職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（学校職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つ

「二 扶養親族たる要件を欠くに
た場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。」とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親
四 扶養親族たる子又は扶養親
至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）に該当する扶養親族が、満二
族たる父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
族たる父母等がある学校職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）
十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校

職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた
学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が
行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定によ
る届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父
母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が
行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「に
おいては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている学校職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」
と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項
の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の
支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係
るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養
手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶
養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職
員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養
手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規

定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員(以下「行八級相当学校職員」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「の八級」とあるのは「の八級以上」と、「行八級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係る

ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員が行八級以上相当学校職員」と、同項第六号中「行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「が行八級相当学校職員」とあるのは「が行八級以上相当学校職員」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。